

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書

(概要版)

－使用料及び利用料金に係る財務事務の執行について－

奈良県包括外部監査人

公認会計士 中川 美雪

目次

第1 包括外部監査の概要	4
1. 外部監査の種類	4
2. 選定した特定の事件	4
(1) 選定した特定の事件	4
(2) 特定の事件の選定理由	4
(3) 監査対象期間	5
(4) 監査対象範囲	5
3. 監査の方法	5
(1) 主な監査要点	5
(2) 主な監査手続	5
4. 監査の実施期間	6
5. 補助者	6
6. 利害関係	6
第2. 監査の結果及び意見（総論）	7
1. 監査の結果及び意見の構成並びに記載方法	7
(1) 構成	7
(2) 監査の結果の書き分け	7
2. 監査の対象とした使用料及び利用料の選定方法及び対象件数	8
(1) 使用料及び利用料の選定方法	8
(2) 監査対象件数	8
(3) 自動販売機にかかるアンケート調査	9
3. 監査の結果及び意見の総括	10
(1) 監査の結果及び意見の集計	10
(2) 監査の結果及び意見の一覧	11
(3) 各所管部署の結果及び意見の分類	16
4. 総括意見	17
(1) 使用料の見直し（財政課）	17
(2) 自動販売機の公募（ファシリティマネジメント室）	17
(3) 県有資産貸付等に係る減免実績の公表（ファシリティマネジメント室）	18
(4) 使用料のキャッシュレス化（デジタル戦略課）	18
(5) 障害者に対する県有施設の使用料減免（障害福祉課）	19
第3. 監査の結果及び意見（各論）	20
1. 文化・教育・くらし創造部	20
(1) 文化会館使用料（文化振興課）	20
(2) 榎原文化会館使用料（文化振興課）	20

(3) 奈良県立橿原公苑使用料（スポーツ振興課）	20
(4) 橿原公苑明日香庭球場自動販売機使用料（スポーツ振興課）	21
2. 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局	21
(1) 女性センター使用料（女性活躍推進課）	21
3. 福祉医療部	23
(1) 社会福祉総合センター使用料（地域福祉課）	23
4. 水循環・森林・景観環境部	24
(1) 景観形成事業による行政財産使用料（景観・自然環境課）	24
5. 産業・観光・雇用振興部	24
(1) 産業振興総合センター使用料（産業振興総合センター）	24
(2) 労働会館使用料（雇用政策課）	24
6. 産業・観光・雇用振興部 観光局	25
(1) 外国人観光客交流館使用料（ならの観光力向上課）	25
(2) 奈良県コンベンションセンター土地建物貸付料（MICE 推進室）	25
(3) 奈良春日野国際フォーラム使用料（奈良春日野国際フォーラム）	25
7. 食と農の振興部	25
(1) なら食と農の魅力創造国際大学校オーベルジュ棟指定管理（豊かな食と農の振興課）	25
(2) なら食と農の魅力創造国際大学校授業料及び受講料（なら食と農の魅力創造国際大学校）	26
(3) みつえ高原牧場畜舎及び草地使用料（畜産技術センター）	26
8. 県土マネジメント部	27
(1) 河川占用料（奈良土木事務所）	27
(2) 河川占用料（郡山土木事務所）	27
9. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局	27
(1) まほろば健康パーク利用料（公園緑地課）	27
(2) まほろば健康パーク使用料（公園緑地課）	28
(3) まほろば健康パーク内公園施設の設置・管理許可に係る使用料（公園緑地課）	28
(4) 馬見丘陵公園内公園施設の設置・管理許可に係る使用料（公園緑地課）	28
(5) まほろば健康パーク内公園施設の設置・管理許可に係る使用料（中和公園事務所）	28
(6) 自動車駐車場使用料（奈良公園室及び奈良公園事務所）	29
(7) 奈良公園施設使用料（奈良公園事務所）	29
10. 教育委員会事務局	30
(1) 高等学校授業料等（学校支援課）	30
(2) 総合寄宿舎使用料等（学校支援課、高校の特色づくり推進課）	30

(3) 行政財産・普通財産貸付料（学校支援課）	30
(4) 社会教育センターに係る行政財産目的外使用料（人権・地域教育課）	30
(5) 高等学校授業料等（学校支援課、御所実業高等学校、大和中央高等学校）	31
(6) 国の機関に対する行政財産目的外使用料（学校支援課、大和中央高等学校、奈良朱雀・奈良商工高等学校）	31
(7) 自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料（学校支援課、大和中央高等学校）	31
(8) 高等学校授業料等（大和中央高等学校、畝傍高等学校、奈良朱雀・奈良商工高等学校）	31
(9) 五條高等学校の土地・建物に係る行政財産目的外使用料（五條高等学校、ファシリティマネジメント室）	31
(10) 五條高等学校寄宿舎の寮費に係る歳計外現金（五條高等学校）	32
(11) 自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料（奈良朱雀・奈良商工高等学校）	32
11. 警察本部	32
(1) 警察本部第二庁舎使用料（機動隊）	32
(2) 奈良警察署使用料（奈良警察署）	32

第 1 . 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び奈良県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 選定した特定の事件

使用料及び利用料金に係る財務事務の執行について

(2) 特定の事件の選定理由

奈良県では、令和 2 年 3 月に策定した「『奈良県の力』底上げプログラム」において、「使用料・手数料については、公正な受益者負担の観点から料金を設定することが不可欠」であるとし、「施設や機器の更新時など機会を捉えて、使用料・手数料の見直しを実施し、施設の維持やサービス向上のための財源を確保すること」に努めているところである。

このような背景を受け、奈良県の令和 3 年度の使用料収入総額は約 55 億円（公営企業を除く一般会計及び特別会計における合計額）と多額にのぼっている。

使用料については、民間の類似施設と比べて、低廉な価格設定がなされている場合が多く、減免や免除がなされる場合もあり、なぜこのような金額設定が行われているかといった疑問が生じやすく、また利用しない住民との間においても不公平感が生じやすい。使用料の設定や減免、免除の手続きにおいて、公平性や公正性、透明性が確保されているかは県民の関心が高いと思われる。

一方、使用料金額が適正であっても、施設等が利用されなければ使用料収入が上がり、使用料収入で賄えなかったコストは税で負担することとなり、利用しない住民に転嫁されることとなる。利用者にとって施設等のサービスがニーズに合っているか、使用料の支払いのしやすさといった利便性は、施設等の稼働状況に大きく影響を与えることから、歳入確保と受益者負担の適正化の観点から重要である。

また、施設の利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制を導入している施設においては、指定管理者における管理運営経費と利用料金が相殺され、当該収入が県の使用料収入として計上されず、指定管理者が条例の範囲内で利用料金を設定することができることから、実態が把握しづらくなっている。しかし、利用料金も使用料と同じく受益者負担の適正化や公平性、透明性の確保は重要である。

そこで、使用料並びに利用料金について、外部の立場により全庁統一的・横断的に検証することは有用性が高いと考えた。

(3) 監査対象期間

令和3年度（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和4年度の一部についても監査対象とした。

(4) 監査対象範囲

一般会計及び特別会計（地方公営企業を除く）における使用料及び利用料金を監査の対象範囲とする。なお、使用料及び利用料金を類似する貸付収入、使用料に派生して生じる光熱水費等の雑入、収入に計上していない減免や本来使用料等を徴収すべき財産等も対象としている。

3. 監査の方法

(1) 主な監査要点

- ・使用料・利用料金は、関連法令、条例、規則等に準拠し設定されているか。
- ・公平性、公正性、透明性が確保されているか。
- ・使用料金額について、必要なタイミングで見直しがされているか。
- ・受益者負担の適正性が確保されているか。
- ・使用料を徴収する施設の稼働率の低迷により、利用しない者への転嫁（税負担）がなされていないか。
- ・本来使用料を徴収すべきもので、設定が漏れているものはないか。
- ・減免、免除の設定基準は適切か。公平性、公正性、透明性が確保されているか。
- ・使用料、利用料金の徴収にかかる事務手続きは適切に実施されているか。
- ・減免、免除の手続きは適切に実施されているか。
- ・一般利用者向けの使用料、利用料金は納付しやすいものとなっているか。多様な支払い方法が認められているか。
- ・使用料の滞納は生じていないか。適切に回収されているか。

(2) 主な監査手続

- ・財政課の使用料見直しにかかる状況の聴取、資料の閲覧
- ・減免、免除基準の確認、妥当性の検証
- ・使用料未設定財産の有無の確認
- ・所管部署における使用料の徴収、減免、免除手続き、支払い方法、滞納、回収状況の確認
- ・所管部署における稼働状況の確認、使用料の見直しの要否の検討
- ・利用料金制採用施設における利用料金の徴収、減免、免除手続き、支払い方法の確認
- ・自動販売機にかかるアンケート調査

4. 監査の実施期間

令和4年6月20日から令和5年3月31日まで

5. 補助者

公認会計士	石崎	一登
公認会計士	大松	祐介
公認会計士	中村	岳広
公認会計士	藤川	千代
公認会計士	野田	敏男
弁護士	山本	婦紗子

6. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

本報告書の端数処理等表記について

本報告書の数値は、原則として金額の表示単位未満及び比率の表示単位未満については四捨五入している。そのため、文中や表中における内訳金額を加減した場合、合計金額と一致しない場合がある。また、公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

第2. 監査の結果及び意見（総論）

1. 監査の結果及び意見の構成並びに記載方法

(1) 構成

監査の結果及び意見については、総論と各論に分け、総論については監査の結果及び意見の全体像を記載するとともに、4. 総括意見において、個別の使用料等の監査結果に共通に見られた事項等を取りまとめ記載している。各論については、抽出した使用料等の概要並びに監査の結果及び意見について、部局等ごとに分け記載している。なお、ここでは、監査の対象とした使用料等すべてではなく、指摘すべき事項があった場合にのみ記載することとした。

表で示すと【図表1】の通りである。

【図表1】 監査の結果及び意見の構成

第2 監査の結果及び意見（総論）
4. 総括意見
第3 監査の結果及び意見（各論）
1～11. 各部局等

(2) 監査の結果の書き分け

本報告書においては、以下の通り監査の結論として結果、意見の2区分に分けて記載している。

結果	<ul style="list-style-type: none">・法令、規則等に違反していると認められるもの・その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの
意見	<ul style="list-style-type: none">・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの・その他法令、規則等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

2. 監査の対象とした使用料及び利用料の選定方法及び対象件数

(1) 使用料及び利用料の選定方法

歳入決算書（令和3年度）、行政財産の使用許可一覧（令和2年度）、普通財産の貸付一覧（令和3年度）、指定管理者制度導入状況一覧（令和4年4月1日現在）（いずれも公営企業を除く）より、主に以下の観点から75件の使用料、利用料、貸付収入を抽出した。

- ・使用料金額の大きいもの
- ・減免・免除額の大きいもの
- ・収納未済額の大きいもの
- ・予算額と実績額の乖離の大きいもの
- ・指定管理者における利用料金のうち主要なもの
- ・自動販売機による使用料のうち主要なもの

なお、平成29年度の包括外部監査「県営住宅に関する財務事務の執行について」をテーマとして選定し、使用料収入も監査の対象としている。監査の実施が直近であることから、県営住宅にかかる使用料については、今回の監査の対象から外している。

(2) 監査対象件数

抽出後の部局別監査対象件数は【図表2】の通りである。

【図表2】部局別監査対象件数

部局名	監査対象数
総務部	1
文化・教育・くらし創造部	6
文化・教育・くらし創造部 こども・女性局	2
福祉医療部	3
水循環・森林・景観環境部	3
産業・観光・雇用振興部	5
産業・観光・雇用振興部 観光局	5
食と農の振興部	3
県土マネジメント部	8
県土マネジメント部 地域デザイン推進局	11
教育委員会事務局	23
警察本部	5
総計	75

(3) 自動販売機にかかるアンケート調査

自動販売機について、公募ではないケースが見られたため、公募状況や非公募理由を把握することを目的とし、自動販売機の設置を目的とする土地、建物の使用許可もしくは貸付にかかるアンケートを実施した。

アンケートの回答から得た、部局別自動販売機設置状況は【図表3】のとおりである。

【図表3】部局別自動販売機設置状況

部局名	件数(件)注1	台数(台)
総務部知事公室	6	7
総務部	22	22
文化・教育・くらし創造部	23	47
福祉医療部	3	6
水循環・森林・景観環境部	2	2
産業・観光・雇用振興部	10	16
産業・観光・雇用振興部 観光局	3	17
食と農の振興部	7	7
県土マネジメント部	7	7
県土マネジメント部 地域デザイン推進局	13	50
教育委員会事務局	36	138
警察本部	35	37
合計	167	356

注1：件数とは、許可または貸付の単位における数である。

注2：上記には公営企業は含んでいない。

3. 監査の結果及び意見の総括

(1) 監査の結果及び意見の集計

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の件数は、【図表4】の通りである。

【図表4】 監査の結果及び意見の件数

(単位：件)

区分	項目または対象部局	結果	意見	合計
第3 監査の結果及び意見(総論)	(1) 使用料の見直し(財政課)	-	1	1
	(2) 自動販売機の公募(ファシリティマネジメント室)	-	1	1
	(3) 県有資産貸付等に係る減免実績の公表(ファシリティマネジメント室)	-	1	1
	(4) 使用料のキャッシュレス化(デジタル戦略課)	-	2	2
	(5) 障害者に対する県有施設の使用料減免(障害福祉課)	3	1	4
第4 監査の結果及び意見(各論)	1. 文化・教育・くらし創造部	4	4	8
	2. 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局	8	2	10
	3. 福祉医療部	-	3	3
	4. 水循環・森林・景観環境部	1	1	2
	5. 産業・観光・雇用振興部	-	2	2
	6. 産業・観光・雇用振興部 観光局	1	2	3
	7. 食と農の振興部	3	6	9
	8. 県土マネジメント部	1	1	2
	9. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局	8	5	13
	10. 教育委員会事務局	4	9	13
	11. 警察本部	1	2	3
	総計	34	43	77

(2) 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の一覧は、【図表 5】の通りである。

【図表 5】 監査の結果及び意見の一覧

第 2. 監査の結果及び意見（総論） 4. 総括意見

監査の結果及び意見		頁
(1) 使用料の見直し（財政課）	1) 使用料積算調書等の改善【意見 1】	17
(2) 自動販売機の公募（ファシリティマネジメント室）	1) 全ての自動販売機の公募等への移行【意見 2】	17
(3) 県有資産貸付等に係る減免実績の公表（ファシリティマネジメント室）	1) 減免実績公表内容の見直し【意見 3】	18
(4) 使用料のキャッシュレス化（デジタル戦略課）	1) 使用料のキャッシュレス化の早期実現【意見 4】	18
	2) 施設予約システム等の導入推進【意見 5】	18
(5) 障害者に対する県有施設の使用料減免（障害福祉課）	1) 県有施設減免利用登録団体の更新制度の必要性【意見 6】	19
	2) ウェブサイトの対象施設記載誤り【結果 1】	19
	3) 障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い通知の更新【結果 2】	19
	4) 障害者減免にかかるマネジメント強化【結果 3】	19

第 3. 監査の結果及び意見（各論）

監査の結果及び意見		頁
1. 文化・教育・くらし創造部		
(1) 文化会館使用料（文化振興課）	①減免時の手続【意見 7】	20
(2) 橿原文化会館使用料（文化振興課）	①例外的な対応に関する事後承認手続の必要性【結果 4】	20
(3) 奈良県立橿原公苑使用料（スポーツ振興課）	①使用料算定時の稼働日数の見直し【結果 5】	20
	②使用料算定時の経費額の適正化【結果 6】	20
	③アンケート調査の必要性【意見 8】	20
	④利用申込書様式の必要事項見直し【意見 9】	20

監査の結果及び意見		頁
(4) 榎原公苑明日香庭球場自動販売機使用料(スポーツ振興課)	①自動販売機使用料算定誤り【結果7】	21
	②使用許可の相手先の妥当性【意見10】	21
2. 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局		
(1) 女性センター使用料(女性活躍推進課)	①目的の明確化【結果8】	21
	②女性センターの法的性質に関する取扱いの統一化【結果9】	21
	③使用料金額の適正化【結果10】	22
	④登録制度の見直しの必要性【結果11】	22
	⑤後援団体制度における公平性の確保【結果12】	22
	⑥託児室無償使用の妥当性の検証【結果13】	22
	⑦備品の有償化及び条例制定の必要性【結果14】	22
	⑧1階アンテナショップとして適切な運用の検討【意見11】	23
	⑨使用料等減免申請者の当事者適格【結果15】	23
	⑩使用料減免率の適切性【意見12】	23
3. 福祉医療部		
(1) 社会福祉総合センター使用料(地域福祉課)	①自動販売機募集に関する取扱い【意見13】	23
	②減免条件確認内容の文書化【意見14】	23
	③減免に係る検討内容の文書化【意見15】	24
4. 水循環・森林・景観環境部		
(1) 景観形成事業による行政財産使用料(景観・自然環境課)	①行政財産目的外使用許可と協定書締結の混在【結果16】	24
	②行政財産使用許可書における許可条件【意見16】	24
5. 産業・観光・雇用振興部		
(1) 産業振興総合センター使用料(産業振興総合センター)	①減免に係る検討内容の文書化【意見17】	24
(2) 労働会館使用料(雇用政策課)	①減免に係る検討内容の文書化【意見18】	24
6. 産業・観光・雇用振興部 観光局		
(1) 外国人観光客交流館使用料(ならの観光力向上課)	①使用料徴収事務委託先における現金等管理状況の確認の必要性【意見19】	25

監査の結果及び意見		頁
(2) 奈良県コンベンションセンター土地建物貸付料 (MICE 推進室)	①土地賃貸借契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見 20】	25
(3) 奈良春日野国際フォーラム使用料 (奈良春日野国際フォーラム)	①前納がない場合の対応【結果 17】	25
7. 食と農の振興部		
(1) なら食と農の魅力創造国際大 学校オーベルジュ棟指定管理(豊かな食と農の振興課)	①レストラン運営収入が指定管理者に帰属する根拠の整理【意見 21】	25
	②レストラン運営収入と自主事業の区分の明確化【意見 22】	25
	③事業実績報告書への正確な記載の必要性【結果 18】	25
	④実践バンケットの稼働率向上【意見 23】	26
(2) なら食と農の魅力創造国際大 学校授業料及び受講料(なら食と農 の魅力創造国際大 学校)	①条例におけるフードクリエイティブ学科における半日研修の受講料の根拠規定【意見 24】	26
	②授業料減免に係る独立生計者の要件の正確な記載【結果 19】	26
	③授業料に係る使用料積算調書の検証【意見 25】	26
(3) みつえ高原牧場畜舎及び草地 使用料 (畜産技術センター)	①使用許可頭数に係る実績の確認【意見 26】	26
	②使用料単価の積算資料の整備【結果 20】	26
8. 県土マネジメント部		
(1) 河川占用料(奈良土木事務所)	①占用料納入通知書の郵送漏れによる納付の遅れ【結果 21】	27
(2) 河川占用料(郡山土木事務所)	①河川占用料の滞納及び不法占用【意見 27】	27
9. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局		
(1) まほろば健康パーク利用料 (公園緑地課)	①障害者に対する利用料金減免の一部未実施【結果 22】	27
	②多様な支払方法の導入の必要性【意見 28】	27
(2) まほろば健康パーク使用料 (公園緑地課)	①使用料に係る収納事務の遅延【結果 23】	28
	②障害者に対する使用料減免の検討の未実施【結果 24】	28

監査の結果及び意見		頁
(3)まほろば健康パーク内公園施設の設置・管理許可に係る使用料(公園緑地課)	①使用料免除の根拠である収支状況の未確認【結果 25】	28
(4)馬見丘陵公園内公園施設の設置・管理許可に係る使用料(公園緑地課)	①花見茶屋 B 棟飲食店の運営状況の未確認【結果 26】	28
(5)まほろば健康パーク内公園施設の設置・管理許可に係る使用料(中和公園事務所)	①使用料の算定誤り【結果 27】	28
(6)自動車駐車場使用料(奈良公園室及び奈良公園事務所)	①現金集金業務の内部統制【結果 28】	29
	②奈良大仏殿前自動車駐車場の減免【意見 29】	29
	③自動車駐車場および乗降場の稼働改善【意見 30】	29
	④決済方法多様化の推進【意見 31】	29
(7)奈良公園施設使用料(奈良公園事務所)	①奈良公園内の便益施設への居住実態【結果 29】	29
	②大仏殿前駐車場の自動販売機設置【意見 32】	29
10. 教育委員会事務局		
(1)高等学校授業料等(学校支援課)	①高等学校等就学支援金の審査の遅延【意見 33】	30
	②高等学校等就学支援金の受給資格認定通知の日付【意見 34】	30
(2)総合寄宿舍使用料等(学校支援課、高校の特色づくり推進課)	①総合寄宿舍、寄宿舍、教職員公舎の取扱いの不整合【結果 30】	30
(3)行政財産・普通財産貸付料(学校支援課)	①歳入科目の誤り【結果 31】	30
	②土地の賃貸借契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見 35】	30
(4)社会教育センターに係る行政財産目的外使用料(人権・地域教育課)	①納付時期の不適切な設定【結果 32】	30
(5)高等学校授業料等(学校支援課、御所実業高等学校、大和中央高等学校)	①滞納の徴収事務のあり方【意見 36】	31
(6)国の機関に対する行政財産目的外使用料(学校支援課、大和中央	①国の機関に対する行政財産目的外使用料の減免の取扱い【意見 37】	31

監査の結果及び意見		頁
高等学校、奈良朱雀・奈良商工高等学校)		
(7) 自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料(学校支援課、大和中央高等学校)	①自動販売機の設置者の選定【意見 38】	31
(8) 高等学校授業料等(大和中央高等学校、畝傍高等学校、奈良朱雀・奈良商工高等学校)	①金額照合のあり方【意見 39】	31
(9) 五條高等学校の土地・建物に係る行政財産目的外使用料(五條高等学校、ファシリティマネジメント室)	①使用料算定基準の明確化【意見 40】	31
(10) 五條高等学校寄宿舎の寮費に係る歳計外現金(五條高等学校)	①寄宿舎の歳計外現金の管理方法【意見 41】	32
(11) 自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料(奈良朱雀・奈良商工高等学校)	①使用許可の実質的な転貸の是正【結果 33】	32
11. 警察本部		
(1) 警察本部第二庁舎使用料(機動隊)	①光熱水費の減免根拠の明記【意見 42】	32
(2) 奈良警察署使用料(奈良警察署)	①剣道場の使用料減免の見直し【結果 34】	32
	②使用許可申請における使用許可図面の添付【意見 43】	32

(3) 各所管部署の結果及び意見の分類

「第2 監査の結果及び意見（総論）」及び「第3 監査の結果及び意見（各論）」に記載する、各所管部署の結果及び意見を項目別に分類した一覧は、【図表 6】の通りである。

【図表 6】 各所管部署の結果及び意見分類

(単位：件)

区分	部局等	金額の妥当性	事務・承認等手続き	利用者ニーズ・稼働向上	公平性・公正性確保	減免手続き等	法的性質の整理	計
第2 監査の結果及び意見（総論）	(1) 財政課	1	-	-	-	-	-	1
	(2) (3) ファシリティマネジメント室	-	-	-	2	-	-	2
	(4) デジタル戦略課	-	-	2	-	-	-	2
	(5) 障害福祉課	-	-	-	-	4	-	4
第3 監査の結果及び意見（各論）	1. 文化・教育・くらし創造部	2	3	1	1	1	-	8
	2. 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局	3	-	-	2	2	3	10
	3. 福祉医療部	-	-	-	1	2	-	3
	4. 水循環・森林・景観環境部	-	2	-	-	-	-	2
	5. 産業・観光・雇用振興部	-	-	-	-	2	-	2
	6. 産業・観光・雇用振興部 観光局	-	3	-	-	-	-	3
	7. 食と農の振興部	3	2	1	-	1	2	9
	8. 県土マネジメント部	-	2	-	-	-	-	2
	9. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局	-	7	3	-	3	-	13
	10. 教育委員会事務局	1	9	-	1	1	1	13
11. 警察本部	-	2	-	-	1	-	3	
	総計	10	30	7	7	17	6	77

注：表中の数値は、各項目における結果または意見の件数を表す。

4. 総括意見

(1) 使用料の見直し(財政課)

1) 使用料積算調書等の改善【意見1】

監査の対象とした使用料の中には、稼働日数が現実と乖離し、単価が過小に算定されているケース、様式の項目と実態発生経費に乖離が生じているケース、数年後に再度見直し対象となった施設について数年が経過しているにも関わらず、電気代やガス代に同じ金額を記入しているケース、積算調書の所要経費に金額を全く記入せず提出しているケース、独自様式を用い積算調書とは異なる費用集計をしているもののその根拠が明らかでないケースが見受けられた。また、施設を午前、午後、夜間と使用する場合の時間配分の考え方も、所管部署によりまちまちであった。

このようなケースが生じた理由として、積算調書の作成者に、積算調書が使用料金額決定の重要な根拠資料となるという意識が希薄であったこと、様式や記入要領において、積算調書の趣旨が十分に明らかにされているとは言い難いこと、記入方法の説明が不十分であったことなどが要因にあると考えられる。また、積算調書は、使用料の大部分である庁舎施設を前提に作成されており、特殊な事象があった場合への柔軟性にやや欠けており、またそのような場合の記入方法の説明も十分ではない。稼働率が100%であることを前提に算定することの妥当性についても整理が必要である。

積算調書は受益者負担の適正性や負担の公平性を確保し、適切な使用料を算定するための重要な資料である。より適切な積算が可能となるよう、積算調書や記入要領の改善と、その意義や適切な記入方法の周知に努められたい。

(2) 自動販売機の公募(ファシリティマネジメント室)

1) 全ての自動販売機の公募等への移行【意見2】

平成22年度の行政監査を機に、自動販売機の状況についてとりまとめを行い、公募が可能なものについては、ファシリティマネジメント室などで一括公募を実施し、公募化を促進してきたことは評価できる。しかし、自動販売機の使用・占用許可もしくは貸付167件356台(注1)のうち56件170台(注2)が未だ非公募となっている。

自動販売機は設置場所によっては多額の利益をもたらす。非公募による場合の使用料は通常非常に低額であるため、これを知りながら低額の使用料で使用許可することは、相手先に利益を供与することとなる場合があり、手続きの透明性・公平性の観点から疑念が生じる恐れもある。

場所によっては自動販売機の設置が必要ではあるものの、自動販売機メーカーの採算性の観点から公募が見込めないところもあることが想定されるが、そのような場合は自動販売機メーカー等から相見積もりを取ることで、一定の公平性、透明性が確保されることが考えられる。

合理的な理由のあるものを除き、原則として、全ての自動販売機について、公募

や相見積もり等、公平性、透明性ある方法に移行されたい。

なお、食堂、売店等の赤字補填として自動販売機の一体経営を認める場合で食堂、売店等を非公募とせざるを得ない場合においては毎年収支報告を求め、当該事業者への自動販売機設置許可等の妥当性を設置許可者において検証すべきである。

注1 件数は自動販売機数ではなく、許可もしくは貸付契約の件数である。公営企業は監査の対象範囲外のため含めていない。

注2 地方公共団体（6件7台）及び県関係団体（1件3台）、指定管理者からの申請に基づいて許可または貸付しているもの（10件56台）、食堂・購買と一体的に許可または貸付しているもののうち当該事業者を公募により選定しているもの（2件3台）、公募によることが適当でないもの（2件2台、許可先の福利厚生及び年度途中で移転）は除いている。

（3） 県有資産貸付等に係る減免実績の公表（ファシリティマネジメント室）

1） 減免実績公表内容の見直し【意見3】

県が貸付等（普通財産の貸付、行政財産の使用許可）を行っている土地・建物等の減免実績（減免前使用料等、減免額、実際の徴収額等）について公表している。これは平成30年度の行政監査における意見を機に、透明性の確保を図ることを目的に導入されたものである。これまで算定していなかった減免額を算定し、公表した点において成果が認められる。しかし、具体的な減免対象者名と用途の記載がなく、その減免額が、誰にどのような用途で適用されているかが明らかでなく、透明性の確保という点では不十分であり、けん制効果も期待できない状況である。減免対象者名と用途まで明らかにするよう改められたい。

（4） 使用料のキャッシュレス化（デジタル戦略課）

1） 使用料のキャッシュレス化の早期実現【意見4】

インターネットの普及や電子技術の発展に伴い、民間施設ではウェブサイトからの予約から一気通貫したクレジットカード、電子マネーなどによる事前決済、施設利用時のキャッシュレス決済が主流となりつつある。利用者の利便性を高めるためにも、業務の効率化や現金を取扱うことによる紛失や盗難、横領などの不正防止のためにも、使用料のキャッシュレス化の早期実現に取組まれたい。

2） 施設予約システム等の導入推進【意見5】

市町村と共同で運営する「e 古都（い〜こと）なら」において、施設の空き状況の確認や、予約を行うことができるが、導入施設が9施設にとどまっており、そのうちの2施設は案内や休館日のお知らせでのため、実質的には7施設しか利用されない状況となっている。各施設で独自に導入しているシステムも合わせればシステム導入施設は増えるが、システム化の余地は大きい。

今後、「e 古都（い〜こと）なら」等の予約等システムに電子収納機能が装備さ

れば、ウェブサイトからの予約から一気通貫したクレジットカード、電子マネーなどによる事前決済を行う仕組みが整う可能性がある。また、予約や空き状況の検索が可能な施設が増えることは、県民の利便性向上に大きく寄与するため、公の施設における「e 古都（い〜こと）なら」等の予約システムの更なる推進に取組まれたい。

（５） 障害者に対する県有施設の使用料減免（障害福祉課）

1） 県有施設減免利用登録団体の更新制度の必要性【意見 6】

県有施設減免利用登録団体は更新制ではなく、一度登録すれば申し出がない限り、登録団体であり続けることができる。平成 27 年の制度開始から、長い団体では 8 年間当初の登録が継続しているが、その間に要件を満たさなくなることもあり得る。不正に利用されることのないよう、期間を区切り更新制とすべきである。

2） ウェブサイトの対象施設記載誤り【結果 1】

県のウェブサイトでは、障害者に対する県有施設の使用料減免を実施している施設が 20 施設あること、対象施設が掲載されている。まほろば健康パークもその 1 つであるが、複数ある健康施設のうち、野球場、テニスコート、ファミリープールでは減免が実施されていない。記載を実態に合わせ修正するとともに、他の施設においても同様の状況となっていないか調査が必要である。

また、「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い」の減免対象一覧にあるが、ウェブサイトに記載されていないもの、一覧に記載されていないが、ウェブサイトに記載されているものがある。ウェブサイトの記載が実態に合った形となるよう更新を行う必要がある。

3） 障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い通知の更新【結果 2】

平成 27 年 4 月に「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い」通知が発出されてから対象施設が増加しているが、通知上の対象施設を更新していないため通知と実態に不整合が生じている。各施設が障害者にかかる減免を行う根拠ともなることから、「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い」通知における対象施設は随時更新すべきである。

4） 障害者減免にかかるマネジメント強化【結果 3】

障害福祉課では各施設から減免件数や減免額の報告を求めている。障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱いについて（通知）に記載されている対象施設の減免実施状況も把握していない。各施設に定期的に減免件数や減免額の報告を求め、各施設の減免適用の適切性の確認と施策の効果検証を実施するといった障害者減免にかかるマネジメントを強化すべきである。

第3. 監査の結果及び意見（各論）

1. 文化・教育・くらし創造部

（1）文化会館使用料（文化振興課）

①減免時の手続【意見 7】

駐車場使用料の減免時においても施設使用料の減免時と同様に、障害者手帳等の書類を確認した旨を明記し、事後的に取扱要綱に沿った手続が実施されていることを確認できるようにされたい。

（2）檀原文化会館使用料（文化振興課）

①例外的な対応に関する事後承認手続の必要性【結果 4】

使用料の支払い及び使用承認書の交付前に施設を使用させているケースが見られた。やむを得ず使用料の支払い及び使用承認書の交付前に施設を使用したのであれば、理由、経緯を明確化し、事後承認手続を実施するとともに、適切な対応が実施されたことを事後的に検証できるよう書面等を作成し、保存する必要がある。

今後は条例を遵守した適切な取扱について周知徹底するとともに、例外的な事象発生時の対応方法についてガイドラインを明確化し、再発を防止する必要がある。

（3）奈良県立檀原公苑使用料（スポーツ振興課）

①使用料算定時の稼働日数の見直し【結果 5】

財政課が行う使用料見直しのための積算調書の稼働日数が実態と相違し、使用料見直しのための実績コストが過少に計算されている。使用料見直しを適正に実施するため、積算調書には実態にあった稼働日数を記載し、あるべき実績コストを算定する必要がある。

②使用料算定時の経費額の適正化【結果 6】

財政課が行う使用料見直しのための積算調書の経費額が実態と相違し、使用料見直しのための実績コストが実態と相違している。使用料見直しを適正に実施するため、積算調書には実態にあった経費等金額を記載し、あるべき実績コストを算定する必要がある。

③アンケート調査の必要性【意見 8】

施設の利用者に対するアンケート調査等のニーズ調査がなされていない。定期的かつ継続的に利用者ニーズを的確に把握・分析してサービス水準向上を図るとともに、効果的な施設の管理運営を図られたい。

④利用申込書様式の必要事項見直し【意見 9】

アマチュアスポーツのために使用する場合、アマチュアスポーツ以外のために使

用する場合、営利を目的とする場合、営利を目的としない場合では使用料の金額が異なる施設があるが、利用申込書上、この区分がない。

利用申込書の様式に区分を設けるか自由記載欄に記載させるなど、使用料金額の根拠の証拠を残すことが望ましい。

(4) 檀原公苑明日香庭球場自動販売機使用料 (スポーツ振興課)

①自動販売機使用料算定誤り【結果 7】

自治区への自動販売機にかかる行政財産使用許可について、自動販売機の設置が屋内であることから建物としての使用料を徴収すべきところ、土地としての使用料を徴収していた。正しい使用料の算定が必要である。

また、地方自治法の規定に照らし過去に遡り徴求する必要があることに留意するとともに、過去においても同様の誤りがあったことから、十分な再発防止策を講じられたい。

②使用許可の相手先の妥当性【意見 10】

自治区への自動販売機にかかる行政財産使用許可について、当該自動販売機の設置場所は明日香庭球場の管理棟内であり、指定管理者が管理運営を行っている場所であることから、使用許可の相手先を見直すよう検討されたい。

2. 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局

(1) 女性センター使用料 (女性活躍推進課)

①目的の明確化【結果 8】

女性センターの目的について、奈良県女性センター条例では、その第1条において、「婦人の文化の向上と社会参加を促進し、もって婦人の社会的地位の向上と福祉の増進を図る」としているが、実際には、女性センターのウェブサイト上でも掲載されている通り、女性の社会参加を促進し男女共同参画をすすめることを目的として運営されている。県においても、女性センターが名実ともに男女共同参画推進の拠点となるべく、条例においてもその目的を明確化すべきである。

②女性センターの法的性質に関する取扱いの統一化【結果 9】

女性センターの法的性質について、担当課は庁舎等であるとして公用施設と位置付け、したがって、講座室等の使用も目的外使用許可として登録団体の使用を許可する形をとる。これに対し、ファシリティマネジメント室は、女性センターを地方自治法第244条第1項に定める公の施設の一覧に記載しており、県庁内で取扱いが相違する。女性センターの法的性質に関して、早急に、県庁内において取扱いの統一化を図るべきである。

③使用料金額の適正化【結果 10】

女性センターは経済的弱者である女性が利用する施設であるとして、同市内の公の施設における使用料を参考に、条例に定めのない「均衡率」を用いて非常に低額な使用料を算出している。しかし、いわば住民の福祉を増進するもの全般にわたり使用を許可し、公の施設の性質を帯びている実際の運用実態にも鑑みれば、透明性・公平性・公正性の観点及び地方自治法第 228 条の趣旨から、その使用料についての具体的な規定を奈良県女性センター条例に設け適正化を図るべきである。

④登録制度の見直しの必要性【結果 11】

女性センターは事前の登録申請手続きを経た団体（以下「登録団体」という。）に施設の使用を許可している。施設をより有効に活用する観点から、登録の審査基準や手続きを明確化した上で、一般団体も利用可能とし適用する料金を変えるなど、施設の目的の遂行と利用の公平性、手続きの透明性並びに施設利用の有効性を確保すべきである。

なお、当該施設が公の施設と取扱いが統一されれば、登録制度の見直しが必要となることを付言する。

⑤後援団体制度における公平性の確保【結果 12】

女性センターを使用するにあたっては、年度ごとに事前に行政財産目的外使用許可にかかる使用者登録申請を行い、登録団体は 3 か月前から施設の予約が 3 回までできるところ、県の後援を受けた 3 団体については、年間予約が回数制限なくできる。かかる県後援団体制度について規程がないだけでなく、制度の存在自体公表されておらず、公平性・透明性の観点から適切ではない。当該制度の必要性と相当性を再確認の上、継続するのであれば、適用要件や手続きにかかる規程を整備の上、誰でも利用可能となるよう周知すべきである。

⑥託児室無償使用の妥当性の検証【結果 13】

託児室の使用は無償となっている。県（女性センター）が主催する講演会や相談事業において託児室の利用が必要な場合に無償とすることは理解できるが、これ以外の目的外使用許可に基づく使用においても無償であることの妥当性について検証が必要である。

⑦備品の有償化及び条例制定の必要性【結果 14】

マイクやプロジェクター等の備品が無償となっている。備品の維持管理費の公平な分担と、他の公の施設における備品の使用料徴収との公平性の観点から、有償（使用料を徴収）とすべきである。

⑧1 階アンテナショップとして適切な運用の検討【意見 11】

1F アンテナショップ（カフェ及び野菜等物販店併設）は障害者雇用促進という県施策の一環として設置・運営され、障害者1名が就労しているが、長年同一団体に目的外使用許可し、その使用料も80%減免され、販売物品の大半が一般農家による野菜である等、施策目的や条例・通知に適った運営がなされているか疑義が生じる。女性センターの法的性質にも関連するが、地方自治法や条例、通知に則った、女性センターの設置目的と障害者雇用促進という県の施策目的に適う運用を検討されたい。

⑨使用料等減免申請者の当事者適格【結果 15】

1 階部分の使用料について、障害福祉課課長からの減免の申し入れがなされているだけでなく、使用料にかかる延滞金の減免及び支払猶予の願いが出されている。県の他の部局による特定団体の使用料等減免の申し入れは、その根拠が不明確である。

減免の申し入れにより減免を行うのではなく、要件に合致する場合に実施するよう改める必要がある。

⑩使用料減免率の適切性【意見 12】

1 階部分（外庭含む）使用料について、障害者センターの運営状況に鑑み80%の減免率を適用しているが、当該減免率の適用根拠条項が判然としない。使用料の減免については、許可相手方に特別の利益を与えることとなるので、公平性・公正性・合規性の観点から、「行政財産目的外使用許可使用料減免基準」に基づき厳密に判断されたい。

3. 福祉医療部

（1）社会福祉総合センター使用料（地域福祉課）

①自動販売機募集に関する取扱い【意見 13】

同じ建物内における自動販売機の取扱いにおいて一方は公有財産の目的外使用による設置、もう一方は公募による設置と異なる対応をしており、使用料に大きな開きがある。公募していない理由や経緯について、事後的に検証できるよう文書化されたい。また、今後は県が推進している公募による設置に統一されたい。

②減免条件確認内容の文書化【意見 14】

使用料を減免していることについて、減免率の妥当性と十分な検討が実施されていることを事後的に検証することができなかった。今後継続的に減免の上更新を行う場合、減免の条件等に適合しているかどうかの十分な検証を申請の都度実施するとともに、事後的な検証が行えるよう、検討内容を文書化されたい。

③減免に係る検討内容の文書化【意見 15】

使用料または貸付料を継続的に減免の上更新を行っている場合、減免条件等に適合しているかどうかを更新の都度検討し、「公有財産の貸付等に係る事務の適正化について（通知）」（管第 40 号 令和元年 6 月 7 日）において求められている事後的な検証が行えるよう、減免理由書に検討内容を明確に記載されたい。

4. 水循環・森林・景観環境部

（1）景観形成事業による行政財産使用料（景観・自然環境課）

①行政財産目的外使用許可と協定書締結の混在【結果 16】

景観形成事業において、団体に使用させている土地について、行政財産の目的外使用許可によっているものと景観形成事業協定書を締結しているものが混在しているため、統一的な取扱いとなるよう検討する必要がある。

②行政財産使用許可書における許可条件【意見 16】

行政財産使用許可書における許可条件について、本事業において必要となる可能性のある使用許可条件を網羅的に記載した様式を使用することにより、必要な許可条件の記載漏れの防止につながると考えられる。

5. 産業・観光・雇用振興部

（1）産業振興総合センター使用料（産業振興総合センター）

①減免に係る検討内容の文書化【意見 17】

使用料を 60%減免していることについて、減免率の妥当性と十分な検討が実施されていることを事後的に検証することができなかった。今後継続的に減免の上更新を行う場合、減免条件等に適合しているかどうかを更新の都度検討し、事後的な検証が行えるよう、検討内容を文書化されたい。

（2）労働会館使用料（雇用政策課）

①減免に係る検討内容の文書化【意見 18】

使用料を 80%減免していることについて、減免率の妥当性と十分な検討が実施されていることを事後的に検証することができなかった。今後継続的に減免の上更新を行う場合、減免条件等に適合しているかどうかを更新の都度検討し、事後的な検証が行えるよう、検討内容を文書化されたい。

6. 産業・観光・雇用振興部 観光局

(1) 外国人観光客交流館使用料（ならの観光力向上課）

①使用料徴収事務委託先における現金等管理状況の確認の必要性【意見 19】

奈良県外国人観光客交流館におけるフロントでの宿泊料金の現金収納事務について、所管課では、使用料徴収事務委託先において作成される日々の出納管理資料の提出を仕様書等で指示しておらず、委託先での現金、預金通帳等の現物保管や、現金出納に係る管理手続の状況の定期的な確認は行われていなかった。

委託先での現金等管理状況を確認する仕組みの整備、運用が望まれる。

(2) 奈良県コンベンションセンター土地建物貸付料（MICE 推進室）

①土地賃貸借契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見 20】

土地賃貸借契約書に収入印紙の貼付が行われていなかったため、相手先へ収入印紙の貼付を促すことが望まれる。

(3) 奈良春日野国際フォーラム使用料（奈良春日野国際フォーラム）

①前納がない場合の対応【結果 17】

使用料の後納が認められない事業体に後納を認めて施設を使用させているケースが見られた。条例及び規則に従い、使用料の前納を徹底すべきである。

7. 食と農の振興部

(1) なら食と農の魅力創造国際大学校オーベルジュ棟指定管理（豊かな食と農の振興課）

①レストラン運営収入が指定管理者に帰属する根拠の整理【意見 21】

実践オーベルジュ棟におけるレストラン運営収入が指定管理者に帰属する根拠を明確にされたい。

②レストラン運営収入と自主事業の区分の明確化【意見 22】

自主事業として位置付けられている「季節のフェアメニュー」について、実績報告書における収支の金額が毎月同額かつ年間業務計画書の金額と一致しているが、今後、レストラン運営収入の取扱いの整理と合わせて、県への報告方法等を検討されたい。

③事業実績報告書への正確な記載の必要性【結果 18】

事業実績報告書への自主事業の実施状況や利用件数等の記載に誤っているものが見受けられたため、指定管理者において正確に作成するとともに、所管課においても十分に確認を行う必要がある。

④実践バンケットの稼働率向上【意見 23】

実践バンケット稼働率は、コロナ禍もあり令和3年度においては、16.9%と低迷しているが、稼働率の改善に向け、所管課、NAFIC、オーベルジュ棟の指定管理者、セミナーハウスの指定管理者が緊密に連携し、施設全体としての稼働率を向上させる具体的な取組を検討されたい。

(2) なら食と農の魅力創造国際大学校授業料及び受講料（なら食と農の魅力創造国際大学校）

①条例におけるフードクリエイティブ学科における半日研修の受講料の根拠規定【意見 24】

フードクリエイティブ学科において、半日研修が実施されているが、条例において半日研修の受講料の規定が置かれていないため、適宜の機会をとらえて、規定を追加することを検討されたい。

②授業料減免に係る独立生計者の要件の正確な記載【結果 19】

授業料減免に係る独立生計者の所得要件について、給与所得を前提に規定されているが、その他の所得の発生の可能性を考慮し、正確な記載に改めることが望ましい。

③授業料に係る使用料積算調書の検証【意見 25】

財政課に提出している NAFIC の授業料、入学料及び受講料に係る使用料積算調書において、年間経費等が空欄となっているが、必要な情報を入力し、現行の授業料等の水準の妥当性を検討されたい。

(3) みつえ高原牧場畜舎及び草地使用料（畜産技術センター）

①使用許可頭数に係る実績の確認【意見 26】

畜連への使用許可に係る使用料は、翌月の計画上の牛の頭数及び日数に基づき算定されているが、実態と乖離していないかを確認するため、事後的に、畜連所有牛及び預託牛の実際の頭数や畜連の管理資料との整合性について、確認を行うことが望ましい。

②使用料単価の積算資料の整備【結果 20】

使用料単価の積算については、平成23年度の見直し時の積算を踏襲しているようであるが、当時の使用料原価の積算資料が残されておらず、根拠が確認できない状況となっているため、改めて使用料原価を積算し、使用料の水準が依然として適正なものとなっているか、確認する必要がある。

8. 県土マネジメント部

(1) 河川占用料（奈良土木事務所）

① 占用料納入通知書の郵送漏れによる納付の遅れ【結果 21】

占用者に対して作成した納付書のうち 1 件が郵送から漏れ、当初の調定額を減額処理して改めて調定して納期限を設定したため、当初の納期限より遅れて納付となっている。納入通知書が郵送から漏れることのないようにチェックする体制を再確認する必要がある。

(2) 河川占用料（郡山土木事務所）

① 河川占用料の滞納及び不法占用【意見 27】

河川占用者が占用料の支払を拒否し、滞納となっているケースがある。5 年経過すると不納欠損処理されており、占用料を支払っている他の大多数の占用者との公平を害している。また、河川区域を不法に占用しているケースについても、同じく公平性を害する状態となっている。

撤去できていない不法行為箇所については、写真記録を残しているが滞納者に準じて整理票によって管理し、不法行為箇所の情報、不法占用理由、処理状況を都度記録し引き継いでいくことが望まれる。

9. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局

(1) まほろば健康パーク利用料（公園緑地課）

① 障害者に対する利用料金減免の一部未実施【結果 22】

まほろば健康パークの野球場、テニスコート、ファミリープールの利用料金は、障害福祉課の「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱いについて（通知）」では減免対象とされているが、同通知があった当時、野球場等を障害者が安心して利用するための監視員の配置等が困難であり実施不可とされた取扱いを現在まで踏襲し、減免対象とされていなかった。

障害者の積極的な社会参加を推進するという趣旨に鑑み、減免対象としていない現状についてその方針を整理すべきである。

② 多様な支払方法の導入の必要性【意見 28】

利用者のアンケート結果によると、利用料金の支払方法について、クレジットカードや電子マネー等のキャッシュレス決済への要望が見られる。

まほろば健康パークは PFI 事業による施設であり、関連機器の初期導入費用および利用手数料の負担等の諸課題を踏まえつつ、利用者の利便性向上の観点から、導入可能性について検討が望まれる。

(2) まほろば健康パーク使用料（公園緑地課）

①使用料に係る収納事務の遅延【結果 23】

令和 3 年度に増設された屋外プールの膜屋根及び観客席等施設は、指定管理の対象外であり、同施設の控室の使用料は、県の歳入である。使用料徴収事務は業務委託されているが、当該事務受託先が県への毎月の使用料の収納、報告を失念し、所管課もその確認を怠ったことから、令和 3 年度分の使用料は、令和 4 年度において一括し歳入に計上されていた。適切に事務を行う必要がある。

②障害者に対する使用料減免の検討の未実施【結果 24】

令和 3 年度に増設された屋外プール膜屋根及び観客席等施設の控室について、障害福祉課の「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱いについて（通知）」によると、他の県有施設の同種の使用料は 50%減免の対象とされているが、当該控室の使用料については、減免対象とされていなかった。障害者に対する減免の実施について検討し対応すべきである。

(3) まほろば健康パーク内公園施設の設置・管理許可に係る使用料（公園緑地課）

①使用料免除の根拠である収支状況の未確認【結果 25】

指定管理者の自主提案事業であるミニ電車について、営利を目的としたものではないことを理由に使用料を全額免除しているが、所管課では毎年度の収支実績を把握していなかった。

使用料免除の根拠である収支の状況について毎年度確認するとともに、収支が改善している場合の使用料の徴収について、その方針を整理する必要がある。

(4) 馬見丘陵公園内公園施設の設置・管理許可に係る使用料（公園緑地課）

①花見茶屋 B 棟飲食店の運営状況の未確認【結果 26】

花見茶屋 B 棟の飲食店について、管理許可の条件である月次の「月間利用者数実績報告」と年次の「年間収支実績報告」の提出が滞っており、所管課は利用状況及び収支実績を把握していなかった。

施設運営者が公募時の提案内容や計画のとおり適切に運營業務を行っているか把握するため、飲食店の運営状況について適時に確認する必要がある。

(5) まほろば健康パーク内公園施設の設置・管理許可に係る使用料（中和公園事務所）

①使用料の算定誤り【結果 27】

指定管理者の自主提案事業であるスイムピア奈良での売店、飲食店について、都市公園条例施行規則別表第二に基づく使用料を徴収しているが、令和元年度に同別表の使用料が改正されたにもかかわらず改正前の使用料での徴収を継続していた。

使用料の算定誤りが生じないように、調定手続での確認を徹底し、正しい金額にて

徴収する必要がある。

(6) 自動車駐車場使用料（奈良公園室及び奈良公園事務所）

①現金集金業務の内部統制【結果 28】

登大路自動車駐車場の使用料はゲート式の精算機で徴収し、奈良公園事務所の分任出納員が集金している。集金にあたっては必ず2名以上で精算機内の現金をカウントしダブルチェックを行っているが、その証跡が残っていない。現金を確認した複数の者が押印するなどしてダブルチェックの証跡を残すべきである。

②奈良大仏殿前自動車駐車場の減免【意見 29】

奈良大仏殿前自動車駐車場の駐車料金については、奈良公園利用観光客等に対する利便提供を行う事業者の業務用車両について一定の要件を定めて許可証を発行し75%減免している。減免の公平性及び75%減免とすることが妥当であるのかについて客観的な根拠を示す必要がある。

③自動車駐車場および乗降場の稼働改善【意見 30】

新型コロナウイルスの影響から、奈良公園バスターミナルの稼働が悪化しており、利用者数を回復させる改善が望まれる。

奈良公園室では、旅行会社に対して電話によるニーズ聞き取りを実施し、利用改善に活用している旨をヒアリングした。しかし、改善検討のプロセス等が詳細に残されておらず、今後は記録に残し、貴重な資料として引き継いでいくべきである。

④決済方法多様化の推進【意見 31】

観光バスを対象とした自動車乗降場ではネット予約システムを採用しているが、ほとんどの業者が事前入金せず、当日現金で支払っている。

利用者ニーズを確認し、多様な決済方法の検討など、より利用者が使いやすい改善をすることが望まれる。

(7) 奈良公園施設使用料（奈良公園事務所）

①奈良公園内の便益施設への居住実態【結果 29】

奈良公園内の便益施設に居住を継続する被許可者が存在する。申請者の住民票住所と施設の住所が同一であるケースは居住の実態が推定される。また、提出された誓約書の「居住しないこと」とする項目に☑がされていないケースが1件あるが、許可が出されている。誓約書への記載をするよう徹底するとともに、粘り強く是正指導を継続する必要がある。

②大仏殿前駐車場の自動販売機設置【意見 32】

大仏殿前駐車場トイレ正面入り口に設置された自動販売機2台の使用料について

て、ゴミの散乱を防止する趣旨から隣接する店舗と一体として使用許可しているところ、使用許可条件にゴミの散乱防止を担保する記載がない。

また、長年同一の事業者で使用許可しており、公平性と透明性を確保するため、ゴミの散乱防止について工夫し、将来的に公募によることも検討されたい。

10. 教育委員会事務局

(1) 高等学校授業料等（学校支援課）

①高等学校等就学支援金の審査の遅延【意見 33】

高等学校等就学支援金の審査の遅延に伴い、不認定となった保護者に最大9か月分の授業料負担が一時期にかかる事例があった。授業料負担が一時期に集中しないように、保護者への十分な事前説明と審査事務の運用の改善に努められたい。

②高等学校等就学支援金の受給資格認定通知の日付【意見 34】

受給資格認定通知の日付と、当該通知が実際に保護者に配付された日に大きな開きがあるため、学校側の不作為によって通知の配付が遅延したのではないかと保護者の疑念を招いた可能性がある。

受給資格認定通知の日付をどの時点の日付とするかは、保護者と日々接する学校の意見を十分に汲み取られたい。

(2) 総合寄宿舍使用料等（学校支援課、高校の特色づくり推進課）

①総合寄宿舍、寄宿舍、教職員公舎の取扱いの不整合【結果 30】

入居者から徴収する寮費（公舎費）の会計上の取扱いに不整合がみられるため是正が必要である。あわせて寮費（食費）を公会計化することも検討されたい。

(3) 行政財産・普通財産貸付料（学校支援課）

①歳入科目の誤り【結果 31】

行政財産の貸付、普通財産の貸付ともに、歳入科目は「（款）使用料及び手数料」としているが、ともに財産の貸付であるため、「（款）財産収入」（（項）財産運用収入（目）財産貸付収入）が適切である。

②土地の賃貸借契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見 35】

土地の賃貸借契約に収入印紙の貼付がされていなかった。土地の賃貸借契約は課税文書に該当するため、収入印紙の貼付のある契約書を入手されたい。

(4) 社会教育センターに係る行政財産目的外使用料（人権・地域教育課）

①納付時期の不適切な設定【結果 32】

行政財産目的外許可使用料の納付は一定の納期限までに前納することとされて

いるが、使用許可期間の終了日に近い日を納期限としており、条例で定める納付時期が遵守されていない。

(5) 高等学校授業料等（学校支援課、御所実業高等学校、大和中央高等学校）

①滞納の徴収事務のあり方【意見 36】

徴収事務取扱要綱が形骸化しており、実効性のある徴収ができていない。教育的配慮と実効性のある徴収の両立に努められたい。

(6) 国の機関に対する行政財産目的外使用料（学校支援課、大和中央高等学校、奈良朱雀・奈良商工高等学校）

①国の機関に対する行政財産目的外使用料の減免の取扱い【意見 37】

国の機関に対する使用料を減免対象とするか否かについての判断が学校によって異なっているが、その判断の相違は個別事情を考慮しているものではなく、また、各学校におけるこうした判断の相違を学校支援課は把握していない。学校支援課は各学校の判断を把握するとともに、個別事情が認められない場合は、県としての判断基準を統一されたい。

(7) 自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料（学校支援課、大和中央高等学校）

①自動販売機の設置者の選定【意見 38】

自動販売機の設置者の選定方法に関し、学校支援課と学校との意思疎通が不足している。お互いに実情をよく把握・説明し、学校支援課として適切な判断をするように努められたい。

(8) 高等学校授業料等（大和中央高等学校、畝傍高等学校、奈良朱雀・奈良商工高等学校）

①金額照合のあり方【意見 39】

授業料等の調定額はその都度確認のうえ内部決裁を得ているが、年間合計の調定額等について確認している証跡がない。年間合計金額の照合証跡を残すことで、有効な内部統制の構築に努められたい。

(9) 五條高等学校の土地・建物に係る行政財産目的外使用料（五條高等学校、ファシリティマネジメント室）

①使用料算定基準の明確化【意見 40】

使用料を算定するための算定表の入力誤りに伴い、条件の変更がないにもかかわらず、令和2年度から3年度にかけての使用料の金額が大幅に減少している。

当該事例は全額減免対象であるため、実際の収入金額に影響はないが、減免対象ではない場合は重大な過失の原因になり得る。このような誤りが生じないように改

善されたい。

(10) 五條高等学校寄宿舎の寮費に係る歳計外現金（五條高等学校）

①寄宿舎の歳計外現金の管理方法【意見 41】

同校の寄宿舎の寮費（公舎費、食費）は歳計外現金用の校長名義の口座で管理しているが、毎年度当初に資金不足が生じ、他の歳計外現金用の口座（育友会費の管理口座）から一時借入れを行っている。

恒常的に資金不足が生じる状態は適切ではなく、入出金のタイミングを工夫すること等により、資金不足が生じない仕組みに改善されたい。

(11) 自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料（奈良朱雀・奈良商工高等学校）

①使用許可の実質的な転貸の是正【結果 33】

自動販売機設置に係る使用料及び電気料金の支払いを、使用許可の相手先ではなく飲料販売業者が事実上直接行っており、実質的に転貸が行われている。使用許可の相手先である育友会から使用料を適切に徴収すべきである。

11. 警察本部

(1) 警察本部第二庁舎使用料（機動隊）

①光熱水費の減免根拠の明記【意見 42】

使用を許可している 3 団体ともに、土日祝日年末年始は事務室自体を利用していないとして光熱水費を 30%減の調整率を適用していることについて、使用許可申請の際上記適用理由を明記することが望ましい。

(2) 奈良警察署使用料（奈良警察署）

①剣道場の使用料減免の見直し【結果 34】

剣道場の使用料奈良県行政財産使用料条例第 4 条第 1 項第 1 号Ⅳに該当するとして 100%減免としているが、使用許可先の団体は奈良県行政財産使用料条例第 4 条第 1 項第 1 号が認める公共的団体ではなく、また入会者から年会費及び月会費を徴収し、毎週特定の曜日・時間に継続的に使用しており、庁舎の一部（グラウンド等）の使用が一時的である場合とするⅣの要件に合致しない。同団体への使用料減免を見直す必要がある。

②使用許可申請における使用許可図面の添付【意見 43】

行政財産の目的外使用許可申請においては、許可する使用場所の面積を示す図面を添付するよう指導されたい。

以上